教育勅語撤回風説事件と中島徳蔵

小　股　憲　明

Ⅰ　教育勅語撤回風説事件の報道内容
Ⅱ　「不敬」事件をとりまく状況
Ⅲ　共和演説事件当時の「中島発言」の真偽について
Ⅳ　「教育勅語撤回」案はあったのか
Ⅴ　文部省の修身教科書編集と起草委員主席中島徳蔵の起草方針
Ⅵ　第15議会における質問と中島徳蔵の起草委員辞任

明治34（1901）年1月から3月にかけて，文部省修身教科書起草委員中島徳蔵が「教育勅語撤回」論を唱え，その「撤回」案が高等教育会議に提出されようとした，という報道が各種の新聞雑誌に現われて，世間の耳目を集め，さらに帝国議会にもことの真偽を確かめる質問書が提出される，という事件が発生した。その事件には決まった呼び方があるわけではないが，ここでは，「教育勅語撤回風説事件」と呼ぶこととする。

筆者はさきに研究ノート「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」[1]において，西園寺公望文相と竹越与三郎の「第2次教育勅語」計画，伊藤博文「教育勅語追加ノ議」[2]によって存在が知られる「教育勅語追加」案，牧野謙次郎『儒教時言　講経新義』所収の「先朝遺聞」[3]に記述された某文部次官の「教育勅語撤回」説について検討したが，小論はその続編をなすもので，この教育勅語撤回風説事件を取り上げることによって，現時点で知られている明治年間に現われた教育勅語再検討の動き四件の全てについて検討することとなる。その意味で小論は，「日清・日露戦間期における新教育勅語案について――その二――」としての位置づけを持つものである。

ところでこの事件が発生したのは，西園寺公望の「第2次教育勅語」計画が明治31（1898）年4月に挫折してわずか三年足らずの後であったが，両者にはなんらかの関係があったのであろうか。

ときの内閣は，伊藤博文が憲政党（旧自由党）と連携して組織した政友会内閣（第4次伊藤内閣）であった。伊藤の政友会組織と，議会内政党（政友会）を支持基盤とする内閣組織には，超然主義を標榜する山県系官僚勢力の強い反対があったことは，周知のとおりである。

文部大臣は政友会の松田正久で，彼は西園寺とおなじ時期にフランスに留学して西園寺と知り合い，帰国後，西園寺と謀って『東洋自由新聞』を発刊したあいだがらである。また，文部総務長官（次官に相当）の梅謙次郎（東京帝国大学法科大学教授）も，竹越与三郎や本野一郎らと

ともに『世界之日本』に関係した西園寺人脈の人物で，法典調査会の伊藤総裁，西園寺副総裁の下で，起草委員として活躍した経験をもっていた。文部官房長はやはり政友会の重岡薫五郎であり，さらに，このとき西園寺は枢密院議長であったが，特旨によって内閣会議に列席していた[4]。

このような陣容からして，西園寺の「第２次教育勅語」計画とこの教育勅語撤回風説事件とのあいだには，なんらかの関係があったのではないかと一応疑ってみるべきであるが，はたしてどうであっただろうか。事件そのものの実体を解明し，あわせてこの点を明らかにするのが小論の課題である。

この事件については，『日本近代教育百年史』第１巻も西園寺の「第２次教育勅語」計画との関連で注目しており[5]，また，かって筆者も簡単に触れたことがある[6]。しかしいずれも，この事件について詳細な考察を試みたものではなかった。その後，佐藤秀夫「哲学館事件と教育勅語改訂問題」[7]が発表され，この事件がどのような歴史的文脈のなかで発生したのかについて，示唆にとむ指摘が種々なされている。しかし短いものであるので，事件そのものについていまだ充分に解明されているとはいい難い。

そこで小論では，まず，当時の新聞雑誌の報道内容とその他の事実を突き合わせることによって，「教育勅語撤回」の風説の真偽，実体を確かめ，ついで事件の第一の当事者とされた中島徳蔵と事件の関わりについて検討し，最後にこの事件と西園寺の「第２次教育勅語」計画との関連の有無について考察することとしたい。

Ⅰ　教育勅語撤回風説事件の報道内容

筆者の知るかぎりでは，教育勅語撤回風説事件の報道について，もっとも早いのは，明治34（1901）年１月11日付『京華日報』の「教育界の大怪事」と題するつぎの記事である。

> （前略）茲に近ごろ咄々大怪事こそあれ，他に非ず高等教育会議に提出すべき議案中畏れ多くも教育勅語を撤回すべしとの条項あることなり。文部省は堅く秘密を守りて議案の漏洩を防ぎ居れる様なれども，我社は或る確かなる向より聞き得たれば撤回説の存在は一点の疑を容れざるに似たり…教育勅語撤回なる暴説は曽て某なるものの唱えたる処なるが，此の不敬漢某は今現に文部省の修身書編纂委員に奉職し居れり。斯る狂人をして，大切なる国民教育の而も修身書の編纂委員たらしむるが如きは不都合千万なることなるが，斯る不都合を敢えてする同省のこととて，狂暴の議案を容るるも亦怪むに足らざるか[8]。

この記事では，高等教育会議の議案中に教育勅語撤回案があるとされているが，そのことと，かって教育勅語撤回案を唱えたという「某」とは，いまだ明確に結びつけられてはいない。「某」の身分も「編纂委員」（じっさいには存在しない名称）となっている。

ついで，１月20日発行の雑誌『日本主義』53号が，木村鷹太郎の署名記事「文部省の一大怪事（教育勅語に対する大不敬）」（７―８頁）でこの事件を報道している。この記事の末尾には「１月10日」とあることから，１月11日付けの『京華日報』記事と同時に執筆されており，報道姿勢や報道内容も基本的に一致しているから，事件の報道に関して木村鷹太郎と『京華日報』記者とのあいだで事前の打ち合わせがあったことを窺わせる。『京華日報』にはなく『日本主義』に見られる情報ないしは両者の相違点は，①明治31年８月の『京華日報』が，尾崎行雄文相の共和演説の当日，会場において湯本武比古に向かって教育勅語撤回を唱えた「狂人」がいたが，湯本はその人物の姓名を知らなかったこと，を報道していること，②芳賀矢一が『京華日報』社員に語ったところでは，その人物は「▲▲▲▲（恩典を以て姓名を出すを見合わす）なるもの」であって，「夏期講習会の時など，常に，其講義中，教育勅語の撤回を」唱えている，③この「狂漢」は，現在文部省の「国文修身書の編輯，起草委員」である，④高等教育会議に提出しようとした「教育勅語撤回案」を，文部省は結局提出せず，「極めて秘して」いるとの「不祥の風説」がある，といった点である。

ここではまだ記事の中に「中島」の文字は登場していないが，姓名は分かっているのであり，その職名は「起草委員」（実際に存在する名称）である，とされている。しかしいまだ「狂漢」＝「起草委員」と，高等教育会議に提出しようとした「教育勅語撤回案」とは，直接関連づけられてはいない。

ところが，２月１日付けの『富士新聞』になると，つぎのように報道されている。

> 茲に一箇の狂漢顕れたり，国文修身書の編輯起草委員に中島某なる者あり…彼は欧州思想の旧弊学流に心酔し，常に教育勅語の撤回を口にして，毫も忌憚する所なき者也，追思すれば明治三十一年，時の文部大臣尾崎行雄氏が神田なる帝国教育会に於て，一場の演説をなせし時に当り，彼は湯本武比古氏に向て，教育勅語の撤回を籍々したりし事，当時の新聞紙上に記載せられて，今尚ほ世人の記憶する所なり，然り彼れ其後国文修身書の編輯起草委員となるや其職を利用して益々其狂説を主張し居ると云う，不敬も亦極れりと謂うべき也。
>
> 道路説あり言う，先般の高等教育会議に提出せむとせし議案中に『教育勅語撤回案』なるものあり，会議に提出する丈は憚りたるも，秘密に其議案を会員に示したりと，而して之が張本人の中島某なることは，問わずして明かなり[9]。

この報道は，記事の内容から考えて，独自取材によるものではなく，先行の『京華日報』と『日本主義』との記事を根拠に書かれていると判断するが，ここではじめて「中島某」という人名が登場する。しかも高等教育会議に教育勅語撤回案を提出しようとした張本人と，かつて教育勅語撤回論を唱えたのが，同一人物＝「中島某」であるとされている。『京華日報』と『富士新聞』の右の相違点を記憶にとどめておかれたいが，「起草委員」の「中島某」といえば，

中島徳蔵のほかにはいない。

これ以後，『教育時論』第560号（2月15日），『日本』（2月22日），『太陽』第7巻第3号（3月5日）などに，この事件を報じた記事があり，どれも「之を撤回せんとするものは皇室の大不敬漢也，国家の大罪人也，日本国民にあらざる也，一日も日本の土を踏ましむべからず」（『太陽』），「狂人」「大不敬漢」（『日本主義』），などと激烈なる非難の言辞に満ち満ちている。

しかし基本的事実関係としては右にみたいじょうのものはなにもない。整理すれば，つぎの三点である。

①尾崎行雄の周知の共和演説の当時，「中島某」＝中島徳蔵が，湯本武比古に教育勅語撤回を語ったという『京華日報』の報道があったこと。

②高等教育会議に教育勅語撤回案が提出されようとしたが中止されたこと。

③その教育勅語撤回案は起草委員中島徳蔵の発案であること。

ではこの三点は，実際には，それぞれどれほどの信憑性があるであろうか。その真偽を判断するには，三点のそれぞれについて直接の検討に入るまえに，まずこの種の「不敬」事件についての判断材料を提供すると思われる他の事例について，見ておくことが有益であると思われる。ここでは時代順につぎの三つの事例について見ておきたい。

Ⅱ 「不敬」事件をとりまく状況

まず第一の事例として，井上哲次郎[10]の「君主殺傷容認」事件[11]を挙げておこう。それは，やや時代をさかのぼるが，教育勅語の準国定解釈書ともいうべき明治24（1891）年9月刊行の『勅語衍義』の著者井上哲次郎が，ほかならぬその『勅語衍義』の「自序」の記述をめぐって，不敬呼ばわりをされたという事件である。遂志生「井上哲次郎氏カ所述ノ勅語衍義ノ自序ヲ読ミテ悲憤ニ堪ヘズ」と題するつぎの引用を読まれたい。

> 読テ「故ナク主君ヲ侮慢シ，若シクハ傷害セバ，上下ノ秩序ヲ乱ルノ端緒ニシテ，誰カ之ヲ怖レザランヤ」ノ一節ニ至リ，巻ヲ擲テ浩歎実ニ慷慨悲憤ニ堪ヘザルナリ。…若シ故アラバ主君ヲ侮慢スルモ可ナルカ，故アラバ主君ヲ傷害スルモ可ナルカ…且夫レ主君ヲ侮慢傷害スルハ上下ノ秩序ヲ乱ノ端緒ト云ハバ，何事ヲ以テ極悪大罪トナスベキゾ…余聞ク井上氏ハ能ク西書ヲ読ムト。井上氏ガ西書ヲ読ムノ功ニヨリ，神州億兆ノ忠臣義士ヲシテ，乱賊ノ陥穽ニ赴カシメ，国家ヲシテ終ニ言フニ忍ビザルノ地ニ置カントス…西夷禽獣ノ邪説ニ眩惑シ，上ヲ無シ君ヲ弑スヲ以テ臣道トナシ…悖逆無道如此ノ言ヲナシ，而恬然忌憚スル所ナシ…[12]

井上哲次郎は「遂志生ニ答フ」において，「余ガ自序中ニ『故ナク主君ヲ侮慢』云々トアルハ，本邦ノミニ就イテ云フニアラズ，古今ノ差ナク東西ノ別ナク，広ク之ヲ云フモノナリ」[13]

と弁明しているが，『勅語衍義』の再版に当たって当該箇所を「主君ヲ侮慢シ，若クハ傷害スルガ如キハ国ノ秩序ヲ紊乱スルモノニテ」[14]と改訂している。

右の反論文での井上自身の指摘によれば，「遂志生」というのは，井上の同僚たる帝国大学文科大学教授で，『国体発揮』の著述を持つ漢学者（水戸学者）内藤耻叟[15]ないしはその指示を受けた者である。内藤の井上攻撃は，忠君愛国主義を説く『勅語衍義』全体の論旨を無視して，「故ナク」「端緒」の二句のみをあげつらって，「君ヲ弑スヲ以テ臣道トナ」すもの，「悖逆無道」と決めつけるという，あきれた言いがかりとも言うべきものであるが，そのなかに一字一句をもおろそかにしない（逆に言えば，かの方広寺鐘銘事件で「国家安康」を問題視したような，一字一句で言いがかりをつける）という漢学の伝統と，幕末いらいの洋学者に対する漢学者，さらには国学者の反感が，脈々と息づいているのを知ることができる。

いっぽうで憲法にもとづく議会が開設されながら，他方では，時代はいまだこのような議論が横行する状況であった。否，憲法発布と政党の成長という事実こそが，漢学的空気の中で成長してきた人びとにとっては，まさに危機的状況であるに外ならなかったということを，充分に認識しておく必要がある。

ちなみに筆者は，内村鑑三の「不敬」事件に端を発する，井上哲次郎が引き起こしたいわゆる「宗教と教育の衝突」なる論争[16]は，彼の内面における動機において，このような形でウルトラ保守派，国粋派から攻撃を受けた井上の，「忠君」のアリバイ証明ではなかったかと邪推している。

ともあれ，井上の弁明と問題箇所の訂正によって，事件そのものは一応おさまった。しかしこの事件は，たとえ西洋を念頭においた一般論として論じられるのであっても，「君主殺傷容認」思想は，一言半句たりとも許されないという前例となって残り，つぎにみる明治31（1898）年共和演説事件，小論の本題たる明治34（1901）年教育勅語撤回風説事件という第二，第三の伏線をともないながら，明治35（1902）年12月哲学館事件の第一の伏線となったのである。

哲学館事件とは，哲学館講師中島徳蔵が倫理学で使用した教科書（ムイアヘッド原著，桑木厳翼訳『倫理学』，冨山房）に，イギリスの場合について「自由」のための「弑逆」を容認する記述があるが，それを「批評せず抹殺せず，特に其大不都合事たるを注意せず，其儘に教授し置ける」[17]ことを理由に，文部省が哲学館卒業生に与えていた中学校，師範学校教員の無試験検定の認可を取り消した事件である。たとえ西洋の事例を念頭においた場合であっても，君主殺傷容認思想は決して許されないとされた点，井上哲次郎の場合とまったく同一轍である。ちがうのは，攻撃者が内藤耻叟という個人ではなく，文部省という権力機関であった点である。

筆者は，これら一連の事件はまた，全体として明治末年の南北朝事件の前奏曲であったと考えている。その文脈で，西洋哲学者井上哲次郎が「序文」の訂正という形で水戸学者内藤耻叟

に屈服したことは，きわめて象徴的な意味を持つ，まことに重大な事件であったと位置づけておきたい。

第二に，共和演説当時，中島徳蔵が湯本武比古に向かって教育勅語撤回論を述べたとされている，その尾崎の共和演説事件そのものがどのような事件であったかを，想起してみる必要がある。

わが国初の政党内閣として成立した隈板内閣（憲政党内閣）の尾崎行雄文相は，明治31（1898）年８月22日，帝国教育会茶話会で演説した。尾崎自身の説明によれば，「その演説の趣意は，その頃はまだ拝金宗と称する傾きが大層強かった頃で，…拝金宗攻撃の演説をした。皆頻りに喝采をして居りました」[18]というのであるが，その中につぎのような一節があった。

> 日本に於ては共和政治を行う気遣はない，例え千万年を経るも共和政治を行うと云ふことはないが，説明の便利の為に，日本に仮に共和政治ありと云う夢を見たと仮定せられよ，恐らく三井三菱は大統領の候補者になるであろう[19]。

> この「言葉をひょっと引掴えて，私が共和主義の演説をしたと日々新聞に――巳代治でしょう――巳代治が書かして頻りに攻撃した。それと連絡して政友会（正確には憲政党旧自由党系，政友会はまだ成立していない――引用者）なり，その他宮内省あたりでも，大隈板垣内閣を快く思わなかったこれを倒そうと思う者は，得たり賢しとして尾崎が共和演説をしたと騒ぎ出した」[20]。

尾崎が述べているように，まっさきに共和演説攻撃を始めたのは８月23日付『東京日日新聞』（伊藤博文系，持主伊東巳代治）であり，それに唱和したのが『京華日報』（山県有朋系，社長二宮熊次郎），『中央新聞』（国民協会系，社長大岡育造）などであったが，とりわけ『京華日報』は８月24日の一面と二面で攻撃を開始していらい，三週間以上にわたって連日キャンペーンを展開している。そのキャンペーンのなかで，湯本武比古に向かって教育勅語撤回論を述べた者がいる，という記事も登場するのである。

しかし，西園寺公望が第１回目の文相在任中の明治27（1894）年から29年にかけて，彼のいわゆる「世界主義」に対してもっとも激しく攻撃していた陸羯南の『日本』は，このときは尾崎擁護にまわり，『京華日報』などをつぎのように批判している。

> （尾崎の演説内容を――引用者）何が故に我国体に逆るの言となす，何を以て不敬不吉となす…吾人は尾崎に於て何の因縁を有せずと雖も，余りに業々しき彼党人等の偏執に向って実に黙するに忍びざるなり。不知や，かかる児戯の迂論を取り故らに揚言誇張するが如きは，偶々彼文相一人を苦しめんとして却って自ら其国体を傷け恥を外人の間に曝すのみなるを…何によらず唯徒らに声の大を粧う『京華』子は，宛然鬼の首など得たらんが如く，事も大層に教育界の一怪事などと二号活字をならべ…車夫馬丁の口吻，其の故らに教育会を扇

動し，現文部を損せんとするの野心，余り露骨に見え透きて寧ろ笑止の至り[21]

尾崎攻撃を右のように批判した『日本』を初め，湯本武比古の『教育時論』を含む多くの言論機関は，むしろ尾崎に同情的であったが，『京華日報』，『中央新聞』など少数の新聞は，尾崎の演説速記録が広く報道されたのちも，速記録を改竄したのであろうとして，攻撃を続けた。

尾崎が最終的には文部大臣辞任に追い込まれたのは周知のとおりであるが，それは閣外の勢力がこの演説をあえて共和演説として攻撃し倒閣運動の道具にしたというだけでなく，憲政党内部の旧改進党系と自由党系の内紛がそれに輪をかけ，それに板垣退助内相に対する例の仏敵攻撃問題や宮中筋の動向まで絡んだ結果であった[22]。

したがって共和演説が自動的に尾崎辞任を結果したわけではないが，しかしまた，こと天皇・皇室に関することとなると，保守派の反応はきわめて敏感で，「夢を見たと仮定」したうえでの話であっても，大臣の首が飛ぶきっかけになり得る，という状況があったことを確認しておきたい。

最後に第三の事例として，いま問題としている教育勅語撤回風説事件の翌年に発生した，江原素六の教育勅語「変更」論事件の場合を挙げておきたい。

【教育勅語の変更に触れ騒動となる（明治35年6月5日　日本）】

去る一日の事なり，江原素六氏はその郷里なる静岡教育協会懇話会席上に於いて，一場の演説を試みたり。しかるにその演説中，教育勅語は時勢によって変更せざるべからずと放言し，会員中拍手してこれに和したるものありしより，ここに端なく大紛擾は起こりたり。曰く，斯道の古今に通じて謬らず，中外に施して悖らざるは，勅語中既にこれを宣えり，江原翁何する者ぞ，敢えてみだりに変更を説くと慨するものあり。果ては，これ畢竟氏が基督教信者にして，平素皇室の観念に乏しきの致す処なり，君のごときものを校長（私立麻布中学校長――引用者）の席に置くは，我が教育界の根底を危うくするものなりと憤るものあり。或いは前年尾崎氏の共和演説の例を引きて，尾崎氏の演説にして，なおかつ大臣の席を去らざるべからざるの値ありとすれば，氏がこの演説は，我が教育界は決して軽々にこれを看過すべからずと云うものあり。非難の声囂々として起り，山内県知事も大いにこれを憂慮し，目下演説草稿の取調べ中なりと[23]。

ところがこの「変更」論の実体たるや，つぎのごときものであるに過ぎなかったのである。

【教育演説の実際の内容（明治35年6月6日　東京日日）】

江原素六氏が静岡に於いてなしたる演説中，勅語に対して議論を挟みたるの嫌いあるやに伝うるものあるも，その勅語に関する一説は，下のごとくに過ぎざりしという。

教育の方法の推移するは当然なれども，教育勅語のごときは完全無欠のものにて，どこどこまでもこれを変更すべきにあらず，先頃修身書の編纂に当り，勅語に対してかれこれと議を挟みたるものありて，囂々を極めたることありしも（いま小論で問題にしている撤回風

説事件のこと――引用者），僕は教育勅語を以って完全無欠のものと信ずるがゆえに，もとより時代によりて変更さるべきものにあらざるは明らかなれども，ただ単に勅語であるから変更の出来ぬと云うことはない，たとえば攘夷鎖国の詔勅ありしも，時代の推移によりては開港の詔勅となりしと云うような次第にて，その保存して置きて可なることは，これを保存するもとより可なるも，これに反しその変改を要すること適当なりとする場合には，これが変改を見ること一に時代の推移によるものなりと謂うべし。教育の勅語が完全無欠万世に亘りて炳焉たるを以っての故に，他の時代の推移によりて改変を見るべきものまでも挙げて，その圏内に入れんとするは偏見の謗りを免れず云々[24]。

キリスト者であった江原素六は，この種の問題では，狙われやすい位置にいたのである。

以上三つの事例は，こと天皇・皇室・勅語にまつわる問題については，漢学者や国粋派はきわめて神経過敏で，片言隻句をつかまえて針小棒大に言いなしての攻撃をくりかえしていた，ということを示している。このような事実を知ったうえで，つぎに先に挙げた三点についてその真偽を吟味しておこう。

Ⅲ　共和演説事件当時の「中島発言」の真偽について

まず①共和演説当時，中島徳蔵が湯本武比古に向かって「教育勅語撤回」論を述べたとされる点についていえば，その事実はなかったと判断するのが妥当である。以下にその理由を詳しく述べる。

共和演説事件当時，もっとも熱心かつ激しい調子で尾崎を攻撃したのが『京華日報』であり，西園寺文相の「世界主義」に対しては先頭に立って攻撃していた国粋派の『日本』からさえひんしゅくをかっていたのはすでに見たとおりである。①に関する記事も，筆者が調査した範囲では[25]，『京華日報』のみに現われている。その記事を以下に掲げておく。

「教育勅語」を撤回せよと云う奴あり

尾崎文相が共和的言語の演説を為せし当日の演説会には，日本主義の一人なる湯本武比古氏も傍聴席にありしが，演説終りし時一人の教育家ありて湯本氏の前に来りて云うに，君の如き日本主義の人に云うてもダメなるべきが，余の意見にては天皇陛下は教育勅語を撤回せらるるを善と信ず，教育勅語は常に教育の妨害を為せりと，湯本氏大に此奴を叱呵し，大に論ず所ありしと云うことは湯本氏の実話なり。此奴の此くの如きの言を為すに至りしは，要するに尾崎文相の演説の非国家的言語が，此輩の不臣不敬極まる感情に弁護を与えたるものと云うても差支なきが如し[26]。

教育諸大家の尾崎文相に対する意見（承前）　湯本武比古君の尾崎文相論

湯本君余に告げて曰く，彼の茶話会の文相の演説終るや，一人あり余の前に来りて甚だしき不敬の言語を為せり，故に余は彼を叱呵し又大に論ず所ありたりと（此の一段の談話は一昨三十一日の紙上に記載せり）。余曰く，彼れ名を何と云う。湯本君曰く，知らずと。嗚呼，彼輩何たる不敬漢ぞ。帝国教育会は不敬の会なり。曩には与三郎（竹越三叉――引用者）と云う者を呼び来りて民権共和政治を唱道せしめ…今又文相をして不祥の言を為さしめ，又此不敬漢を出さしむ[27]。

見られるように，右の記事は尾崎文相攻撃キャンペーンの一環として書かれているのだが，湯本は「不敬漢」の名を明かしていないし，記事の中に「中島徳蔵」はおろか「中島」という文字もまったく登場していない。竹越与三郎などに対しては実名を挙げて攻撃しているのであるから，もし記者がこの時点で「不敬漢」と中島徳蔵とを結びつけていたならば，記事にもその名前を登場させたはずである。つまり『京華日報』は，知っていて伏せたのではなく，本当に知らなかったのであると判断される。

また，いっぽうの当事者である湯本武比古が主筆であった『教育時論』について見ても，共和演説のときも，教育勅語撤回風説事件が発生して，かっての「教育勅語撤回」発言が改めて問題にされてからも，中島発言に関する記事はまったくない。それとなく匂わせるような記事すらない。

それではなぜ，二年半以上もたった教育勅語撤回風説事件のときになって，共和演説事件当時の氏名不詳の「不敬漢」が，中島徳蔵と結びつけられたのであろうか。その理由は，実に意外なところにある。まず『京華日報』のつぎの記事を読まれたい。

教育諸大家の尾崎文相に対する意見　午込某博士（外山正一――引用者）の意見

（博士は――引用者）又余に向て曰く，今日中島力造[28]来れり，雑誌「日本主義」は曩に島田（重礼――引用者）[29]を以て東洋の腐儒となし中島を以て西洋の腐儒となせしが，今や東洋の一方死して西洋の腐儒中島其友を失いたるなり[30]。

じつはこの記事は，前引の「『教育勅語』を撤回せよと云う奴あり」（第二面）という記事と同じ日付の第一面に掲載されたものである。ここで「西洋の腐儒」なるレッテルを貼られている中島力造は，かつて同志社開学時の８人の生徒のうちの一人で，このとき東京帝国大学文科大学の倫理学担当教授である。井上哲次郎の「不敬」事件にみられたように，西洋哲学や西洋倫理学を専攻しているというだけで，些細なことをきっかけに国粋派から警戒され，攻撃される可能性が十分にあり，おまけに同志社，キリスト教との関係があるということになれば，その可能性はより高い。しかし，この一面の「西洋の腐儒」中島力造と二面の氏名不詳の「不敬漢」とは，記事の内容においては，この時点ではまだ，まったく関連づけられてはいない。ただし，紙面構成からいって，一面に登場する中島力造が，二面に登場する「不敬漢」ではないかと，読者が勘ぐっても不思議ではない仕立てかたではある。

ところが，その中島力造は，教育勅語撤回風説事件の当時，文部省に設置された修身教科書「調査委員」であった。いっぽう，その委員会の下におかれた修身教科書「起草委員」であった中島徳蔵は，明治27（1894）年帝国大学文科大学哲学科専科を修了し，さらに同学で29年まで哲学，倫理二科を専修しているが，哲学の主任は井上哲次郎，倫理学の主任は中島力造という関係である。明治30（1897）年5月より井上円了の哲学館で，西洋倫理史，倫理学を担当していたが，33（1900）年8月に修身教科書起草委員に任命されている[31]。

ここまで見てくれば，事態の察しはつこう。ともに倫理学を専攻し，師弟関係にある「調査委員」中島力造と「起草委員」中島徳蔵の，混同ないしはすり替えがあるのである。つまりつぎのようなことだと思われる。

共和演説事件当時の自紙の報道を記憶していた『京華日報』の記者が，曖昧な記憶のまま，あるいは故意に，明治34（1901）年1月11日の紙面で「教育勅語撤回なる暴説は曾て某なるものの唱えたる処なるが，此の不敬漢某は今現に文部省の修身書編纂委員に奉職し居れり」（前引）と書いた。ここで「某」とは，中島力造を念頭においたもののはずで，したがってまた『京華日報』は，「某」と高等教育会議に提出されたという教育勅語撤回案とを直接結びつけてはいないのである（前引参照）。ともあれ，かくてここでは，共和演説当時の氏名不詳の「不敬漢」が暗に「西洋の腐儒」中島力造と結びつけられた。

いっぽう1月20日発行の『日本主義』53号は，共和演説当時の『京華日報』記事を要約，引用して紹介しつつ，教育勅語撤回を唱えたその人物は，修身書の「起草委員」であると書いた。

そこで，これらの記事を読んだ『富士新聞』の記者が，「起草委員」であるならば中島徳蔵であると判断した。そこで2月1日の紙面で「国文修身書の編輯起草委員に中島某なる者あり…文部大臣尾崎行雄氏が神田なる帝国教育会に於て，一場の演説をなせし時に当り，彼は湯本武比古氏に向て，教育勅語の撤回を縉々したりし事，当時の新聞紙上に記載せられて，今尚ほ世人の記憶する所なり」（前引）と書いた。また，起草委員中島と，高等教育会議に提出されようとした教育勅語撤回案なるものについても，「之が張本人の中島某なることは，問わずして明かなり」（前引）と書いて，両者をストレートに結びつけた。「起草委員」の「中島某」といえば，中島徳蔵しかいないのであるから，この記事によって，中島徳蔵が，かつて尾崎文相の共和演説の当日湯本武比古に教育勅語撤回を説き，いままた，高等教育会議に提出されようとした教育勅語撤回案の張本人である，ということになったのである。

そもそも，湯本武比古は名渓派（高等師範学校）の出身で，明治19（1886）年に明宮教育掛となって，後の大正天皇の幼年期の教育を担当した経歴を持ち，当時は伊沢修二らとともに学制研究会の中心人物であった。思想的，人脈的にはいわゆる「硬派」に属していて，『教育時論』の発行元であり自らが社長をつとめる開発社から，雑誌『日本主義』を発行している。中島徳蔵が講師をしていた井上円了の哲学館では，中島より早く明治28（1895）年から教育学，教授

法を講じ，明治32（1899）年に京北中学を創立している。共和演説当時，44才であった。中島はそのとき35才である。あらゆる面で湯本は，中島の先輩である[32]。

したがって当時の哲学館の規模から考えて，湯本と中島徳蔵は同じ学校の講師として既知のあいだがらであったと見るのが自然であろう。ゆえに，教育勅語撤回発言をした「某」について，湯本が，名前を知らないと述べていることからすれば，「某」が中島徳蔵であったとは思われない。あるいはまた，中島徳蔵にとっての湯本武比古は，『京華日報』が報道するような「君の如き日本主義の人に云うてもダメなるべきが」（前引）云々といった生意気な口がきける相手でもなかったのである。

それでは「『教育勅語』の撤回を云う奴」とは，『京華日報』が暗示しているように，中島力造だったのだろうか。それについてはなんとも言えないが，先にみた三つの事例に照らして，また『京華日報』の報道姿勢に鑑みて，湯本談話なるものの信憑性そのものが甚だ疑わしいとせねばならない。文部大臣たる西園寺ですら「第２次教育勅語」計画をごく身近の側近に漏らしただけで（いまのところ判明しているのは竹越与三郎だけである），極秘にしなければならなかったという状況の中で，教育勅語の「撤回」を直接口にするなどということは，通常では考えられないことである。つまり湯本談話そのものが，国粋派の常套たる例の針小棒大，ないしはでっちあげである疑いがきわめて強いのである。

以上要するに，中島徳蔵がかって共和演説当時湯本武比古に向かって教育勅語の「撤回」論を述べたというのは，あらゆる点から考えて明かな誤報，ないしは為にするでっちあげであったと考えておいてさしつかえあるまい。

ところで中島がこのような形で攻撃されたのは，彼が西洋倫理学を専攻する「西洋」学者であったことが，原因の一つであったとせねばならない。この点と関連して，教育勅語撤回風説事件が問題化したあとの『教育時論』の，つぎのような報道にも注目しておきたい。

> 或者の云うには，一体中島という男は，井の哲博士の児分で，国家主義の男であって，加藤天則に大に信用されて居る，文部省の修身書起草委員となったのも，加藤の推挙であるということである[33]。

つまり世間では，中島徳蔵は井上哲次郎の「児分」であると認識されていたわけで，大方の評価は「国家主義の男」であった。加藤弘之（修身教科書調査委員長）にも信頼されている。しかし内藤耻叟に代表されるような漢学派のウルトラ保守派の目には，「国家主義の男」という側面ではなく，かって『勅語衍義』の「自序」において「君主殺傷」を容認したことのある井上哲次郎の「児分」であるという側面がクローズアップされて映っていたであろうことは，容易に想像される。おそらくは，文科大学内の和漢学系統と西洋学系統との反目が絡んでのことであろうが，中島徳蔵は，漢学派からは，西洋かぶれの学者として警戒され，攻撃されても不思議ではない位置にいたといえよう。

Ⅳ 「教育勅語撤回」案はあったのか

つぎに，②高等教育会議に「教育勅語撤回」案が提出されようとしたとの報道についてであるが，ここで問題となっているのは，時期から考えて松田正久文相が招集した第５回高等教育会議（明治33年12月15日――同12月22日）である。そこに提出された文部省諮問案は①師範学校に関する件，②中学校に関する件，③高等女学校に関する件，④高等学校令に関する件，⑤専門学校令に関する件，⑥直轄学校増設の件[34]であって，教育勅語に関する議案は，もちろん含まれていない。

予定された議案中に「教育勅語撤回」案が含まれていたという点についても，ここで紹介した一連の報道以外には，筆者の知るかぎり，何の証拠もない。

したがって，③その起案者が中島徳蔵であるという報道についても，また何の証拠もない。

『富士新聞』は「会議に提出する丈は憚りたるも，秘密に其議案を会員に示したりと」と報道しているが，高等教育会議の議員がそのような議案を見たと言うことも，筆者の知るかぎり伝わっていない。それどころか，湯本武比古は明治31（1898）年８月９日高等教育会議議員に任命されていらい，このときも同会議議員をつとめていたので，もし『富士新聞』の報道が事実ならば，彼もとうぜんその秘密に示された案なるものを見ているはずである。しかし彼が主筆を務める『教育時論』には，そのことを暗示する記事は皆無であるばかりか，同誌はかえって，「教育勅語撤回」案の風説そのものにきわめて懐疑的である。

すなわち同誌は，「咄咄怪事教育勅語撤回の風説」と題する記事で，もしこの風説が本当ならば「皇室に対する不敬，国家に対する不忠，実に言うべからず，之を大罪に問い，之を極罰に処するも，尚お厭き足らざるものあり」[35]としながら，しかし「吾等は，いかに此風説を信ぜんとするも，信ずる能わざるなり。吾等は，固より狂暴の風説を信ぜず」[36]と述べている。同誌はまた「かきよせ」欄においても，「文部省に教育勅語撤回の意ありとつたうるものあり，吾等信ずること能わず…万々一斯かる意ありとせば幷は由々敷一大事なり，吾等京華日報記者の後報を待つこと切」[37]と，もし事実ならば続報を流せと，この風説の最初の火着け役であった『京華日報』に迫っている。これに続けて同誌は，つぎのようなきわめて注目すべき見解を紹介している。

> 或者は謂えらく，此の不祥なる噂さは一部頑冥なる漢学者の捏造に出づるならん，彼等は勅語中の「朕」の字，文部省所定の漢字中になきを以て，文部省は勅語を無視すと映え回ると[38]。

右の引用中「文部省所定の漢字」とは，明治33（1900）年８月20日小学校令改正にともなって翌21日に発布された「小学校令施行規則」（省令第14号）の「第三号表」に掲げられた約

1,200の漢字を指し，同施行規則第16条で，尋常小学校で用いる漢字はこの範囲に限ることが規定されたのである[39]。そのなかに「朕」の字がないから教育勅語無視だとして攻撃するというのも，これまで見てきた漢学者の言動に照らして，いかにもありそうなことである。

そこで，教育勅語撤回のうわさは「漢学者の捏造」である，という見解に関して検討しておこう。文部省が第5回高等教育会議に諮問した「中学校令施行規則」案には，中学校と師範学校の国語漢文科から漢文の名称を取って国語科とし，漢文は国語科の中の一分野として位置づけ，程度を下げるという内容が含まれていた。むろん，漢文の授業そのものを廃止するのではなかったが，かって西園寺文相が英語教育の充実とセットにして普通教育における古文の縮小ないしは廃止を唱えたさい，保守派から攻撃されたように，この件も「漢文科廃止案」として，漢学者たちやそれに同調する保守派の憤激をかった。

高等教育会議は右の文部省諮問案のうち，師範学校については漢文科の名称を存置することに修正し，中学校については漢文科の名称廃止を可決したのであるが，漢学者たちは中学校についても漢文科の名称を存置するよう求めて，その後も反対運動を続行した。そしてまさにその運動のさいちゅうに，ほかならぬその第5回高等教育会議に「教育勅語撤回」案が提出されようとしていたのだという文部省攻撃の火の手が上がったのである。それが多くの新聞，雑誌で報道され，また帝国議会にも質問書が提出され，文部省が袋叩きにされるという状況の中で，漢学者たちは帝国議会衆貴両院に「師範学校中学校漢文科名称存置請願」（細田謙蔵外12名，哲学館の井上円了も請願人に名を連ねている）を提出するなど運動を強め，文部省はついに，高等教育会議の決定をも覆して，師範学校だけでなく中学校でもじゅうらいどおり漢文科の名称を存置するという後退を余儀なくされたのであった（明治34年3月5日，中学校令施行規則）。それがまた文部省の無定見，高等教育会議無視として批判されることともなるのだが，とまれ，漢文科存置派はその運動の目的を達したのである[40]。

このような経緯に照らすと，「漢学者の捏造」という推定は相当の真実味を帯びているといえそうである。すくなくとも，漢文科存置運動を有利に展開しようとする漢学者のグループが，文部省攻撃の材料として利用するために，「教育勅語撤回」案なる風説を流布させた最初の仕掛人であった可能性は大いにある。

V　文部省の修身教科書編集と主席起草委員中島徳蔵の起草方針

検討してきたように，中島徳蔵はまったく事実無根の容疑で攻撃されていたのであるが，しかし火の無いところに煙りは立たないとのたとえどおり，彼がそのような攻撃を受けるには，それなりの理由があった。そこで本節では，その理由を明らかにしておこう。

それにはまず，文部省の修身教科書調査委員会とその中におかれた起草委員について，若干

の背景説明をしておく必要があろう。

修身教科書が教育勅語の趣旨に合致していないとする批判は，かなり早くから現われており，帝国議会においてもしばしば問題とされていた。早くは第6議会衆議院（明治27年5月31日）に，「我が帝国普通教育の主義は必教育　勅語の本旨に遵拠すべきこと言を待たず。随て其教科書亦必之に遵拠せざるべからざるは勿論とす。然るに前年来現今に至るまで文部省検定に係る所の現行教科書中記載の条項，往々　勅語の精神に矛盾するものあるを見る。抑文部省は何等の主義を以て検定して，此の如く　勅語の精神に悖反せる所の教科書を採用現行せしむるか」[41]との質問書が提出され，厚地政敏はその質問演説でつぎのように述べていた。

> 文部省は此果して教育勅語の精神に基いて教科書を選定して居るや否や…此天壌無窮比類なき所の国体，所謂忠君愛国の心を養成する所のものを根本となさずして，或は普通教育に採用する所の教科書に於て，之を外国に取り支那に取り，或は博愛主義に取り，個人主義に取るが如きことになつたならば我二千五百有余年皇統連綿と続いた日本帝国，此玉の如き帝国の人心の統一を欠くであらうと思ふのである[42]。

そして第9議会貴族院は，明治29（1896）年2月，「小学校修身科の教育たるや国家に至大の関係を有する…政府は特に一の編纂機関を設け委員組織を以て小学校修身教科用図書を編纂するの計画を為さむことを望む」[43]と建議し，続く第10議会貴族院も，明治30（1897）年3月，小学読本と修身教科書の国費編纂を求める建議を行っている[44]。

いっぽう，第10議会衆議院にも，「国費を以て教科用図書を編纂するの建議案」[45]が提出され，これは審議未了に終わったが，第13議会衆議院は，明治32（1899）年3月，「徳育帰一」のため「政府は速に修身教科書を編纂し，之を全国の小学校に普及採用せしめ」[46]よとの建議を行っている。

また明治31（1898）年10月の第2回高等教育会議も，修身教科書の国費編纂を求める建議を行っているのである[47]。

これらの質問や建議は，教科書の採択にまつわる府県審査会の疑惑を追及し，その廃止を求める議論とも重なりながら，修身教育を統一するために，特に修身教科書の国費編纂を求めるものであった。

文部省が明治33（1900）年4月に発足させた修身教科書調査委員会は，このような議論や建議を承けたものであったから，世間がそこで編集されるであろう修身教科書の内容にきわめて強い関心を抱き，それぞれの立場から監視の目を注ごうとしていたのは，とうぜんであった。

調査委員会の顔ぶれは，加藤弘之（文学博士・男爵）を委員長に，木場貞長（文部省参与官・法博），高嶺秀夫（女子高等師範学校長），井上哲次郎（東京帝大文科大学教授・文博），沢柳政太郎（文部省普通学務局長），伊沢修二（高等師範学校長），中島力造（東京帝大文科大学教授・文博），井上円了（文博），渡部董之介（文部書記官），加納治五郎（高等師範学校長），元良勇次郎（東京帝大

文科大学教授・文博）であった[48]。この中に井上哲次郎，中島力造，哲学館の館長井上円了がいることに注目しておこう。

この調査委員会のもとに起草委員として主席の中島徳蔵（後に吉田熊次と交代）のほか，平出鏗二郎（文部省で教科書検定に従事），乙竹岩造（東京高等師範学校教諭），計三名が置かれた[49]。

このように，全体の責任者は加藤弘之であるが，編集実務は中島徳蔵が責任者の位置にいたのである。

主席起草委員としての中島徳蔵の修身教科書起草方針については，それを知る直接資料は，現在のところ未発見である。中島徳蔵に関する基本的文献は前掲『中島徳蔵先生』であるが，同書は明治35（1902）年12月に発生した哲学館事件については，中島の立場や事件の推移に関して，100頁余りを割いてきわめて詳細に記述しているが，この教育勅語撤回風説事件において中島が攻撃された事実や，中島の起草委員としての活動内容，起草方針などについては，なぜかまったく触れていない。また同書には，中島の日記が一部収録されているが，それは明治35年以後のものであり，明治34年以前の日記は現存しないとのことである[50]。そこで今のところ，中島の起草方針や関連の事情については，かれの後任として修身教科書起草委員に任命された吉田熊次のつぎの回想に拠らねばならない。

> 明治三十四年三月の初め頃であったと思うが，普通学務局長沢柳政太郎氏より面談を求められた。…同氏より文部省で着手中の小学修身教科書の起草員を引き受けては何うかと云うことであった。…
>
> 文部省の小学修身教科書の編纂は明治三十三年から始まった。前任者は中島徳蔵君で，東洋大学や浄土宗高等学院の教職を辞して右の起草員となり，筆者はその後任として両校で倫理学と教育学とを受け持ったのである。然るに中島君は起草員を辞することとなって，筆者はその後を承け，中島君は再び右両校で教鞭を執ることとなった。如何なる事情で辞任するかに就ては，沢柳氏よりは一言の話もなく，中島君からも聴かなかったが，他より伝聞する所に依ると，修身教科書に関連して，教育勅語を批判したことが問題を惹起した為めであろうということであった。…中島徳蔵氏は主席起草員で…筆者は中島徳蔵氏の担当して居た修身書の方針と企画とを承け継いだのである。尤も執筆は起草員三人が分担して当り，出来上がったものは先ず渡辺（董之介――引用者）課長と起草委員三名とで会議し，それを委員会に提出して審議せられるのである…。
>
> 筆者の就任したのは明治三十四年四月で，最初一ヶ年を経過した後であったが，未だ編纂に着手されて居なかった。過去一年間は謂わば調査期間で，それまで使用されて居た小学校修身教科書を検討したり，編纂方針を研究したりして居たらしい。中島氏よりは何等の事務引継をも受けなかったが，委員会に関する記事や記録はあった。其の中に編纂方針の案として，智仁勇の三徳を中心として課題と教材を配当せんとの試みがあった。併しそ

れも決定せられたのでなく，中島氏の一私案であったらしい。唯，最初の委員会に於ける加藤弘之博士の談話なるものは紫版として残されて居た。其の要旨はつぎの如きものであった。修身倫理の学説上のことになれば，委員各自はそれぞれの主張を持って居るので，会議でそれを一つに極めることは困難であろう。併し日常の実践道徳に関しては恐らくは各自が一致し得ることと思われる。修身書の編纂には，後者の立場より評議をして行きたいと思うというのである。此の提議には全員が賛成したと記されてあった。決定されて居た編纂方針はこれだけであった。

…執筆者自身は如何なる倫理学説を奉じて居るにせよ，国定修身書の起草に当っては教育勅語の奉戴以外に編纂方針を立つべきでないことは論理の必然でなければならぬ。筆者は右の見解を委員会に於いて開陳して同意を得たのである[51]。

吉田熊次の回想は，細かい点で記憶違いもあるようであるが（たとえば起草委員就任の時期を吉田は4月としているが，『中島徳蔵先生』所載の「年譜」によれば中島が起草委員を辞任したのは5月31日であり，したがって後任の吉田の就任はそれと同時かそれ以後であろう），基本的事実に関しては信頼できると思われるので，中島本人の資料が見当らない現時点においては，以下，第1節で明らかにした事実を踏まえながら，吉田のこの回想と照らし合わせて，教育勅語撤回風説事件の全体像を推測しておこう。

主席起草委員たる中島の修身教科書編纂方針は，智仁勇の三徳を中心とするものであった。これは明かに，教育勅語の徳目とも，また別途検討しておいた，西園寺文相の「第2次教育勅語」案，および伊藤博文の奉答文「教育勅語追加ノ議」によって内容の一部が知られる教育勅語追加案とも，異なっている。

教育勅語渙発以後，修身科の教育は教育勅語の趣旨に則ることが，明治24（1891）年11月「小学校教則大綱」（文部省令第11号），および教育勅語撤回風説事件の前年の明治33（1900）年8月「小学校令施行規則」（文部省令第14号）に明定されていた[52]。中島が智仁勇を中心徳目とする方針を他の委員に説明するさいに，とうぜん教育勅語の徳目との関連が問題となり，そのさい自己の倫理学的立場からする教育勅語批判，ないしはその不十分性の指摘がなされたであろう。そのことは，吉田熊次が中島辞任の理由を「教育勅語を批判した」（前引）と伝聞していること，また江原素六の談話として『東京日日新聞』が「先頃修身書の編纂に当たり，勅語に対してかれこれと議を挟みたるものありて」（前引）と報道し，『京都府教育会雑誌』が「先頃修身教科書編纂の相談ありし際，或は此勅語の編入を廃せんとの説あり」（前引，後註24）と報道していることからも，ほぼまちがいないであろう。ただしそのさいにも，教育勅語の文字どおりの「撤回」を主張したなどということは，およそ考えられない。もっともきつい場合で，教育勅語と小学校修身教科書を切り離す（それじたいきわめて重要なことであるが），ということであろう。

ところがこのような委員会内部の動向が，なんらかのルートで起草委員および調査委員以外に漏洩した。修身教科書編集の動向は世論の注目するところであったから，このような中島の方針は，保守派の憤激をかい，教育勅語「撤回」案だとのレッテルが貼られた。というよりはむしろ，中島の起草方針を叩き，あくまで教育勅語に忠実な修身教科書を作らせるために，故意にそのように取りざたされ，宣伝された。それには中島が「西洋」倫理学者であったことも大に関係していたし，すでにみたように漢文科廃止反対運動を有利に展開しようとする漢学者グループの術策も大に関与していたであろう。

そのさい，伊藤の政友会内閣の成立事情や内閣の陣容は，最初にみたように官僚派や保守派に警戒心を抱かせるものであったから，まず『京華日報』が「教育界の大怪事」としてセンセーショナルに報道すると，それはいかにもありそうなこととして受けとめられ，さらに，中島は共和演説事件のときにも湯本武比古に向かって教育勅語撤回を主張していたのだという，ありもしない尾鰭までつけられて広まって行ったのである。

これが，教育勅語撤回風説事件の全体像であろう。共和演説事件などのさきにみた三つの事例に照らして，このような筆者の推定は，相当の説得性を持つものと信じる。

もともとありもしない「教育勅語撤回」案が，高等教育会議に提出されようとしたということがありえないことは既述のとおりであるが，しかし「撤回」案ではなく，中島の修身教科書起草方針が高等教育会議に諮問されようとしたというのならばどうか。それならば事柄としてありえないことではない。

しかし，吉田熊次が中島の後任となった時点において，それはなおあくまで中島の一私案であって，委員会での正式決定を得たものではなかったという。それが事実ならば，委員会の正式決定も経てない中島私案を，正式の文部省案として高等教育会議に提出しようとするなどということは，これまたありえないことである。

これらの点から判断すると，文部省諮問案として「教育勅語撤回」案が高等教育会議に提出されようとしたというのは，明かな誤報であるか，ないしは中島私案を葬りさろうとする，例の国粋派の針小棒大の宣伝であり，為にする攻撃であったとせねばならない。

なお文部省は，明治34（1901）年２月２日付総務局文書課名で，雑誌『日本主義』に対して，第53号掲載記事の取消を求め，「文部省の一大怪事と題する文中，高等教育会議に提出せんとせし議案中には『教育勅語撤回案』なるものあり云々，并に教育勅語の撤回を口にせる大不敬漢を任用し云々は，事実無根に付次号に於て取消相成度」[53] と申し入れている。

Ⅵ　第15議会における質問と中島徳蔵の起草委員辞任

明治34（1901）年３月も半ばを過ぎて，第15帝国議会衆議院に教育勅語撤回説の真偽をただ

す質問書が提出された。安部井磐根（無所属）提出「勅語に関する質問書」がそれで，「明治二十三年十月三十日下し賜りたる勅語に対し，近来数種の新聞雑誌に現れし所の撤回説なるものあり。実に恐懼の至に堪えざる次第にして，不問に措く能はず。依て是が事実を迅し明答あらん事を望む。」[54]というものであった。

さらに同3月20日，質問演説に立った安部井磐根は「斯様なる不祥なことは日本臣民としてあられ（ママ）べきことでないと信じます（「ないない」と呼ぶ者あり），併しながら続々現れまして文部と云う省名もあり，修身教科書起草委員と云う職名もあり，中島と云う苗字もあります」[55]と述べ，この事件に関する五種類の新聞雑誌記事を参考として提出している。それらは「参照」として速記録に収載されている[56]。

この質問に対して文部大臣松田正久はその「答弁書」（明治34年3月23日）において「数種の新聞雑誌に於て文部省中に教育に関する勅語撤回の議ありたりと云えるは事実全く無根なり。又文部省職員中嘗て此の如き説を唱えたる者なし」[57]と回答している。

通常ならば，この種の問題で議会に質問書が提出されるとなれば，さらにいっそう大騒ぎになるはずである。この種の問題は，野党にとって倒閣運動の格好の材料だからである。すでに見たように尾崎の共和演説事件がそうであった。また明治44（1911）年に発生した南北朝事件のさいにも，藤沢元造（又新会）が議会に質問書を提出すると，立憲国民党がそれを倒閣運動の材料として徹底的に利用しようとするいっぽう，小松原英太郎文相が藤沢代議士と取り引きして質問書を撤回させるなど，政府に一種の恐慌状態を引き起こしている。

ところがこのときは，各新聞・雑誌はいずれも，他の議会関係記事とならべて「質問書」，「答弁書」を掲げてはいるが，それだけのことである。『京華日報』，『富士新聞』，『日本』とも，この議会「質問書」にはまったくなんのコメントも付しておらず，1，2月段階で「教育勅語撤回」案についてあれほど大騒ぎしていたのが信じられないほど冷淡な扱い方であった。教育の専門雑誌たる『教育時論』もまた，例外ではない。

議会内の政党も，与党の政友会がこの質問を無視するのはとうぜんとして，野党の中心たる憲政本党もこの問題を政治的に利用しようとする動きを見せていない。引用した議事録の「ないない」という野次も，この時点では事件をほとんど無視している議場の雰囲気を伝えているように思われる。

1，2月段階でマスコミの集中攻撃を浴びた中島徳蔵は，このときまだ起草委員を辞任していなかったのであるから，右の事実は，「教育勅語撤回」案の高等教育会議への提出なるものが実は虚報であったことを，その時点ではマスコミも多くの議員も充分承知していたこと，したがって「事実全く無根なり」という政府答弁書を納得し，了承したことを示していよう。彼らはこの問題をこれいじょう深追いしても，内閣攻撃の有効打とはなり得ないことを，知っていたのだと思われる。最右翼の漢学者たちにしても，この時点では漢文科廃止反対運動が一定

の成果を収めており，あえてこのうえ騒ぎ立てる必要はなかったであろう。

ところで中島徳蔵は，議会閉会後二ヶ月あまりたった5月31日付けで，起草委員を辞任している。「事実全く無根」との答弁書を提出する以上，引責者があろうはずはなく，松田文相は中島の首を切る考えはなかったのであろう。第4次伊藤内閣が倒れて，第1次桂内閣が成立するのが，中島辞任とほぼ同時の6月2日であるから，松田文相はその任期のあいだ，中島を守ったといってよい。かといってこのような形で問題化したからには，中島の修身教科書起草方針がそのまま認められることもむつかしく，内閣交替をみきわめて辞任ということになったのであろう。

しかしでは，翌明治35（1902）年12月に発生した哲学館事件のときには，中島は，世論に対して自己の立場や主張点をきわめて精力的に発表し，文部省に対抗して果敢に戦ったにもかかわらず，なぜこのときは，自己の立場を堂々と弁明しなかったのであろうか。この点『教育時論』も，「自ら主義を明かにして，事の虚実を弁明するがよい」[58]と促しているが，彼が公に自己の立場を弁明した形跡がない。両事件への中島の対応の仕方は，きわめて対照的だといえよう。

教育勅語撤回風説事件が発生するわずか二ヶ月ほどまえの明治33年11月18日に，中島は夫人を病気で失っているので（3才の長男が遺された），あるいはその精神的ショックの影響もあろうが，それにしてもまったく反論していないというのは，別の理由を想定せざるを得ない。おそらく文部省の指示によって反論を封じられた，と判断すべきであろう。

このときに限らず，この種の問題では，教育勅語や天皇の権威を損なわないように，論争それ自体を極力回避するというのが，政府・文部省の一貫した政治判断であった。したがってこのときも，文部省は，中島の反論がきっかけとなって教育勅語をめぐる論争が生起することを回避しようとしたのであろう。どのような形であれ，教育勅語が世間の論争の対象になること自体，教育勅語，ひいてはそれを発した天皇の権威，の相対化につながることになり，それは回避せねばならないことであった。しかしこのとき中島が，沈黙を守らず，文部省を巻き込んで積極的に反撃していれば，内閣交替後，彼をターゲットにした哲学館事件が，ほかならぬ文部省によって引き起こされるということもなかったのではあるまいか。

西園寺の「第2次教育勅語」計画の場合は，マスコミに対してはことが秘密裡に終始したのでおくとして，マスコミに大きく取り上げられたこの教育勅語撤回風説事件が残した影響は，甚大であった。マスコミの多くは，「撤回」案がありえないことを承知で，おそらくは「撤回」案の実態は中島の修身教科書起草方針以上のものでないことを知りつつ，最大級の攻撃的言辞を弄してそれを排撃した。すなわちこの事件は，如何なる形であれ教育勅語を批判したり，疑問を呈したりすることが社会的にまったく不可能であることを決定づけたと言ってよい。教育勅語は合理的議論の対象たり得ず，ただひたすら「拳々服膺」（「教育勅語」）すべきものである

ことが，広く社会的に再確認された事件であった。これには文部省（そのトップはいわゆる藩閥ではなく，政友会の松田正久であった）や中島のこの事件に対する対処の仕方も，おおいに問題があった。すなわち，文部省も中島もきちんとした釈明をして，事柄を合理的議論のまな板に乗せず，臭いものには蓋とばかり，ひたすら沈黙を守って終始した。このことが，教育勅語を合理的な議論の対象とする道を，決定的に閉ざしてしまったといえるであろう。この種の問題でいったん攻撃されると，正当な反論を行うことすら許されず，ひたすら沈黙を守って謹慎するしかないという，前例となったのである。

最後に，すでに言わずもがなであるが，小論の最初に提起した問題，すなわちこの教育勅語撤回風説事件（内実は中島の修身教科書起草方針）と西園寺の「第２次教育勅語」計画との関連について結論を下しておくならば，冒頭で述べたようないかにも関係ありそうな内閣や文部省の陣容にもかかわらず，今のところ両者には直接の関連は何も見あたらない。内容的に言っても，西園寺や竹越が考えた方向と，中島が考えた方向とでは，相当の隔たりがあると考えられる。そして，西園寺は「第２次教育勅語」を政治的リベラル＝帝国主義（小論では詳説するいとまが無いが，筆者は西園寺・竹越の基本的立場は，英・仏をモデルとする，自由主義とデモクラシーに支えられた帝国主義であると理解している）の立場から発想し，中島は自己の倫理学の立場から発想していたという違いがある。また人脈的にも，中島はむしろ井上円了，井上哲次郎などに近く，あえて「世界主義」と「国家主義」に分類すれば，当時のいわゆる国家主義者のグループに属していた。

将来両者の関係を証明するなんらかの史料が発見される可能性が絶無とは言えないが，現時点ではこのように結論づけておきたい。

ところで，なるほど文字どおりの「撤回」論を唱えたものはだれ一人無かったに違いない。この意味で文部大臣松田正久の「事実全く無根」との「答弁書」は，嘘ではなかった。しかしかって，文部省の最高責任者である西園寺公望が「第２次教育勅語」を計画していたのは，こんにちその草案などの直接資料が未発見であるとはいえ，ほとんどまちがいなく事実であり，またこのとき，修身教科書起草委員主任の中島徳蔵は，教育勅語の徳目とは異なった徳目を基軸として修身教科書を起草しようと考えていたのである。さらに，いま時期を確定することはできないが，牧野謙次郎の「先朝遺聞」に記述されている某文部次官の「教育勅語撤回」説，伊藤博文の「教育勅語追加ノ議」によって知られる「教育勅語追加」案の例もある。「教育勅語撤回」を正面から論じることは，すでに述べたように当時の社会常識としてありえないことであったから，このような動きがあったということは，実は教育勅語が，権力機構内部でさまざまな動機から批判にさらされ，動揺していたことを意味しているといわねばならない。

いっぽうで帝国議会衆議院は，明治34（1901）年２月，第14議会において，教育勅語をたん

に学校で奉読するだけでなく「国民一般に奉せしむるの方法」を講じるよう求めた「勅語に関する建議案」を全会一致で可決し，さらに明治35（1902）年２月，第16議会でも同趣旨の「勅語普及に関する建議案」を，これまた全会一致で可決している[59]。すなわち，日清・日露戦間期にあたるこの時期には，政権内部での教育勅語評価の動揺とは対照的に，議会（衆議院）においては，教育勅語の権威は揺るぎなく確立しており，その趣旨を国民に徹底，普及させる方策を政府に対して要求していたのである。民間における国粋派の動向だけでなく，このような議会の姿勢が，権力内部に存在したと思われる教育勅語再検討（教育勅語追加など）派に対する強いブレーキとして作用したであろうことは，想像に難くない。

教育勅語再検討の動きがあらわれているのが，ほぼ日清・日露戦間期に集中している理由や，日露戦後になってはじめて，教育勅語が権力機構内部で安定するように思われる理由については，またべつの機会に考察してみたい。

付記　小論の準備段階で，国立教育研究所の佐藤秀夫氏にしゅじゅご教示賜った。とくに記して，謝意を表したい。

1）京都大学人文科学研究所『人文学報』第64号，平成元年３月，所収。
2）伊藤博文「教育勅語追加ノ議」の執筆（上奏）時期について，渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』（昭和10年，学而書院）は日露戦後と推定しており，筆者は前掲拙論において日清・日露戦間期の可能性が高いと推論しておいた。その後，拙論執筆時に見逃していた点として，片山清一編『資料・教育勅語』所収の「教育勅語関係年表」の明治31年１月４日の項に「伊藤博文『勅語追加ノ義』を上奏」とあるのに気づいた。これが事実ならば，西園寺公望が第二回目の文相に就任（明治31年１月12日，第３次伊藤内閣）する直前に，伊藤が教育勅語の追加を行うべきでないことを明治天皇に上奏していた（すなわち，それ以前に，天皇が伊藤に示してその足非を下問した教育勅語追加案が天皇のもとに提出されていた，そしてそれは西園寺の教育勅語追加案ではなかったか）ということになる。しかし，同氏は31年１月４日とする根拠をなんら示していないので，その信憑性については疑問がある。以上，前論を補足し，なお後考を期したい。
3）同前拙論において，「先朝遺文」とあるのは筆者の誤記で，正しくは「先朝遺聞」である。ご指摘下さった久木幸男氏に感謝し，この機会に訂正する。
4）松田正久，梅謙次郎と西園寺公望の関係について詳しくは竹越与三郎『陶庵公』，小泉策太郎筆記・木村毅編『西園寺公望自伝』を参照のこと。
5）国立教育研究所『日本近代教育百年史』第１巻，242頁。
6）「天皇制立憲体制下の公認国民像 ――日露戦争前までの議会を中心にして――」，『京都大学教育学部紀要』第23号，昭和52年３月。
7）清水清明編『哲学館事件と倫理問題』の「付録」に所収，1989年３月，みすず書房。
8）『京華日報』，明治34年１月11日，国立国会図書館所蔵。なお引用中，適宜句読点を施し，新仮名使いにあらためた。小論中，以下同断。
9）『富士新聞』，明治34年２月１日，国立国会図書館所蔵。
10）帝国大学文科大学教授（在任明治23年10月――大正12年３月），哲学・哲学史第一講座担当。東

京大学百年史編集委員会『東京大学百年史　部局史１』および『東京大学百年史　資料３』，昭和61年，東京大学出版会。

11）この事件についてはすでに，久木幸男が「君主殺傷容認事件」（『日本教育史往来』49号，1988年２月。久木幸男『教育史の窓から』，平成２年，第一法規出版，所収）として紹介しているので，筆者もその呼称に従うこととする。

12）遂志生「井上哲次郎氏カ所述ノ勅語衍義ノ自序ヲ読ミテ悲憤ニ堪ヘズ」，『教育報知』294号，明治24年12月19日。国民精神文化研究所『教育勅語渙発関係資料集』第２巻，昭和14年，587―594頁より引用。

13）井上哲次郎「遂志生ニ答フ」，『教育報知』第297号，明治25年１月９日。国民精神文化研究所『教育勅語渙発関係資料集』第２巻，昭和14年，595―600頁より引用。

14）同前，596頁。

15）帝国大学文科大学教授（在任明治19年３月――同27年３月），漢学科。前掲『東京大学百年史　部局史１』，『東京大学百年史　資料３』。

16）「教育と宗教」第１次論争については，久木幸男編『日本教育論争史録』第１巻参照。井上哲次郎「宗教と教育との関係につき井上哲次郎氏の談話」（『教育時論』272号，明治25年11月５日）以後，26年中，主要には６月ころまでの論争である。

17）中島徳蔵「哲学館事件及余が弁解」，中島徳蔵先生学徳顕彰会編『中島徳蔵先生』，昭和37年，78頁。

18）「尾崎行雄先生談話速記」（タイプ），国立国会図書館憲政資料室所蔵『憲政史編纂会収集文書』，文書番号754，聴取者渡辺幾治郎・林茂，の第４回（昭和13年６月６日，於交詢社）の「共和演説事件の真相」の項。

19）文部省大臣官房総務課『歴代文部大臣式辞集』，昭和44年，大蔵省印刷局，104頁。

20）前掲「尾崎行雄先生談話速記」。

21）『日本』，明治31年８月29日，「日本付録週報」欄。

22）「共和」演説事件は諸書に触れられているが，特に伊佐秀雄『尾崎行雄伝』，昭和26年，尾崎行雄伝刊行会，参照のこと。また前掲「尾崎行雄先生談話速記」の第４回（昭和13年６月６日，於交詢社）の「共和演説事件の真相」の項で，尾崎自身がかなり詳しく説明している。この事件に対する天皇や宮中筋の動きについては『明治天皇紀』参照。事件に関する諸新聞雑誌の報道については，同時期の『教育時論』がかなり丹念に採録しているので，あわせて参照されたい。

23）編纂委員会『明治ニュース事典』第６巻，1985年，毎日コミュニケーションズ，56頁。

24）同前。ちなみに『京都府教育雑誌』123号，明治35年７月，26頁では「江原氏の演説に就て」と題して次のように報道されている。

静岡県教育協会総会に於ける演説に関し，江原素六氏の語る所に依れば，当日は島国根性なる演題にて…彼の教育勅語の如き余は完全無欠として何処までも保存すべきものと信ずれども，先頃修身教科書編纂の相談ありし際，或は此勅語の編入を廃せんとの説あり。然るに此廃止論反対の理由として，教育勅語は勅語なるが故に廃すべからずとの議論を立てたるものありたるよしなれども，単に勅語なるが故に廃すべからずとの理由には同意を表する能はざる所なり。假令ひ勅語と雖も，若しも時勢に適せざる時は，之を変更せざるべからず。維新当時の如き，前に攘夷の詔勅を発し後に開港の詔勅ありしが如きも其一例にして，勅語は如何なる場合にも決して変更すべからずとの理由はあるべからず。教育者たるもの常に此辺の覚悟あるを要す，と述べたるまでなり云々と。果して其言の如くなれば，氏は単に勅語の変更に関する一般の理論を述べたるに止まり，必ずしも教育勅語に付き云々したるにあらず。教育勅語とさへ云へば忽ち神経を過敏にして，

動もすれば事の真相如何をも確めずして漫に非難の声を高むるに，甚だ取らざる所なりと云ふものあり。

25）筆者がこの件について調査した範囲は，『日本』，『京華日報』，『東京日日新聞』，『中央新聞』の31年8月，9月の紙面，および同時期の『教育時論』誌である。

26）『京華日報』，明治31年8月31日，2面。

27）同前，明治31年9月2日。

28）明治23年，帝国大学文科大学倫理学授業嘱託，明治25年――大正7年12月同教授，倫理学講座主任。T・H・グリーンの自我実現説を紹介し，生物学的自然主義とは異なる人格主義・理想主義を提唱した。「パーソナリティ」を「人格」と訳した最初の人。前掲『東京大学百年史　部局史1』。

29）島田重礼。東京大学創設の初期から漢文学を担当，明治19年帝国大学文科大学開設以来，31年8月現職で死去するまで，漢学科主任教授。前掲『東京大学百年史　部局史1』。

30）『京華日報』，明治31年8月31日，1面。

31）前掲『中島徳蔵先生』。

32）湯本武比古の経歴についての詳細は，信濃教育会『湯本武比古選集』，昭和30年，所収の「年譜」を参照のこと。

33）『教育時論』560号，明治34年2月15日，碧翁「毛錘余憤」欄，30頁。

34）平原春好『日本教育行政研究序説』，1970年，東京大学出版会，294―295頁所収の「第17表　高等教育会議諮問事項一覧」による。

35）『教育時論』570号，明治34年2月15日，45頁。

36）同前。

37）同前，43頁。

38）同前。

39）教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第4巻，昭和13年，龍吟社，65―67頁・104―106頁。

40）以上の経緯については，当該時期の『教育時論』がかなり丹念に報道しているので，参照されたい。

41）柏田盛文（国民協会）外1名提出・高井幸三外31名賛成「帝国普通教育の主義並に其教科書検定に関する質問書」。『帝国議会誌』第2巻，1765頁。

42）同前。

43）馬屋原彰（茶話会・学制研究会員）提出・近衛篤麿外72名賛成「国費を以て小学校修身教科用図書を編纂するの建議案」，2月4日可決。

44）木暮英三郎（所属会派不明・学制研会員）提出・谷干城外30名賛成「国費を以て教科用図書を編纂するの建議案」，3月19日可決。

45）工藤行幹（進歩党・学制研究会員）提出「国費を以て教科用図書を編纂するの建議案」，明治30年3月24日。

46）安藤亀太郎外3名提出「小学校修身書に関する建議案」，3月6日可決。なお片山清一『資料・教育勅語』208頁には，この建議案とならんで，貴族院（明治32年3月）の建議（第10議会貴族院の建議と全く同文）なるものが収録されているが，第13議会貴族院には，そのような建議はない。おそらく，第10議会貴族院のものと混同したのであろう。

47）湯本武比古提出，谷干城・加藤弘之・伊沢修二外4名賛成「小学校修身科用図書国費編纂に関する建議」。『教育時論』第488号，明治31年11月5日，27―28頁。

48）明治37年3月「小学修身書編纂趣意報告」，片山清一編『資料・教育勅語』，昭和49年，広陵社書店，216―217頁。

49） 同前。

50） 前掲『中島徳蔵先生』，378頁参照。

51） 吉田熊次「国定修身書編纂の回顧」，『民主教育』第3巻第2号，昭和23年2月，38頁。なおこの外，吉田熊次「国定修身書の編纂」，国民教育奨励会編『教育五十年史』所収，がある。，また「中島先生追悼座談会」，昭和15年6月13日，於駒込吉祥寺，前掲『中島徳蔵先生』，248―249頁にも，吉田熊次の談話が収録されている。

52） ちなみに，教育勅語に実定法上の法的拘束力を与えていたのは，これらの省令であるに過ぎなかったのである。教育勅語そのものには大臣の副署がなく，したがって帝国憲法上の国法としての拘束力はなく，勅令で定められた「小学校令」にも教育勅語に法的拘束力を与える規定はなかった。これは教育勅語の性格を考える上で重要な論点であるが，ここでは詳論のいとまがなく，別途検討することとしたい。

53） 『日本主義』54号，明治34年4月20日，18頁，国立国会図書館所蔵。

54） 『大日本帝国議会誌』第5巻，1119頁。

55） 同前，1133頁。

56） 同前，1133―4頁。

57） 同前，1190頁。

58） 『教育時論』570号，明治34年2月15日，30頁。

59） 前掲拙論「天皇制立憲体制下の公認国民像――日露戦争前までの議会を中心にして――」，参照。